

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 又 は 協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 (注2)	署名日 署名地 (熱力日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
マダガスカル	第四次小学校建設計画のための 贈与に関する日本国政府とマダ ガスカル共和国政府との間の交 換公文	第四次小学校建設計画を実施するために必要な生産物 及び役務の購入	860,000 千円 H28.12.31まで	H27.6.24 アンタナ ナリボで (同日)	日本側 細谷龍平在マダガ スカル大使 アタラ・ ベアトリクス・ジェアニン ヌ外務大臣	H27.7.13 241号
マダガスカル	マダガスカル共和国政府に対す る贈与に関する日本国政府とマ ダガスカル共和国政府との間の 交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な同 政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	300,000 千円 -----	H27.8.10 アンタナ ナリボで (同日)	日本側 細谷龍平在マダガ スカル大使 アタラ・ マダガスカル側 アタラ・ ベアトリクス・ジェアニン ヌ外務大臣	H27.8.25 302号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO△□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。